

平成28年 第6回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年6月6日(月) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室
3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	田口 圭一	1 1	河野 誠子	2 1	欠席
2	川本 肇	1 2	毛利 英二	2 2	二宮 政明
3	清家 徳雄	1 3	水本 寛	2 3	満田 求
4	岡 善男	1 4	正本 勝彦	2 4	魚崎 清則
5	樋田 都	1 5	袋瀬 司朗	2 5	武内 士郎
6	欠席	1 6	渡邊 勇夫	2 6	土居 敬幸
7	平 秀雄	1 7	欠席	2 7	國安 克哉
8	森 博文	1 8	竹内 善一	2 8	二宮 敏行
9	土居 栄治	1 9	萩森 良房		
1 0	井上 憲次	2 0	萩森 敏久		

○出席職員

事務局長 菊池 誠一
 事務局次長 岡本 正洋
 事務局 濱本 和成、河野 幹

○欠席委員 6番石崎委員、17番大下委員、21二宮委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 議案審議

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

1件

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

	1 件
議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について	1 件
議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	2 件
議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	22 件
議案第 27 号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	1 件
報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1 件
追加議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	2 件

第 4 協議事項

- ・平成 28 年度農業委員県外視察研修について
- ・平成 28 年度耕作放棄地全体調査集計結果について
- ・平成 28 年第 7 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成 28 年第 6 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の欠席委員は 6 番石崎委員、17 番大下委員、21 番二宮委員の以上 3 名です。

それでは、井上会長より召集の挨拶をお願い致します。

(井上会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に 23 番満田委員、24 番魚崎委員、よろしくお願ひ致します。それでは付議案件に入ります。議案第 22 号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程致します。11 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 22 号について説明します。

11番、農地の所在 ○○○○、地目 樹園地、面積 205 m²、他 1筆、計 838 m²、3条有償移転でございます。譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、申請事由につきましては、譲渡人は農地を売却し、譲受人は自作地と隣接する農地を取得し、農業経営に励みたいということでございます。譲受人の経営面積 180.9a です。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7番 売り手の○○○○さんは81歳で高齢ですが、買い手の○○○○さんも83歳、両者高齢です。○○○○さんの園地の隣接地ということで、今回売買の話になりました。双方合意の上でのことです。また買い手の○○○○さんは、今後ともますます農業に精進したいと言っておられますので、問題ないかと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4番を上程致します。

事務局 それでは議案第23号を説明致します。

4番、農地の所在 ○○○○及び○○○○、地目 現況 樹園地、面積 524 m²、賃貸借であります。貸付人 ○○○○、借受人 ○○○○、転

用目的 老人福祉施設駐車場用地等、転用理由 老人福祉施設の設置のため土地を借り受け、施設に付随する駐車場用地として利用したいとのことでもあります。なおこの土地は都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域にあります。このことから農地区分は第3種農地となり、その判断理由は改正通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)で、都市計画法に規定する地域内農地であるためです。よって本案件は原則許可となります。また別添の参考資料1ページから4ページまでに位置図、地番地目図、平面図等を載せております。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 この園地ですが、周囲は住宅地になっておりまして、そこで伊予柑を現在作っております。この度、〇〇〇〇が隣の敷地に老人福祉施設を建て替えて造りたいということで、貸借して駐車場として利用するとのことでもあります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程致します。1番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第24号を説明致します。

1番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 一般個人住宅、面積 155㎡、所有権移転であります。譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇、転用目的 一般個人住宅、転用理由 土地を買い受け、住宅を新築したいとのことでもあります。この案件は、譲受人、〇〇〇〇にて〇〇〇〇にご審議をいただき、〇〇〇〇付の愛媛県辞令にて許可を受けているものです。この度の変更申請により譲受人を承継しようというものです。

変更の要因は、当初計画者が住宅用地の取得場所を実家で両親が暮らしている〇〇〇〇に変更したためであります。このことは当初計画者の故意または重大な過失によるものではございません。また変更後の転用事項は変更前の転用事項と比べて同程度であり、周囲に及ぼす影響等も同程度であります。よって本案件は前回同様許可相当となります。別添の参考資料 5 ページから 8 ページまでに位置図、地番地目図、平面図等を載せております。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

26 番 今程説明ありましたように、当初は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの間の計画でしたが、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇の実家のご両親の将来を考えて、そちらの方に新築をしたいということで、今回〇〇〇〇さんが計画を変更して申請しております。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 25 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転を上程致します。25 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 25 号 25 番について説明致します。

25 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 3,904 m²、他 2 筆、計 4,553 m²、所有権を移転する者 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 261.7a、売買価格 〇〇〇〇円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 所有権を移転する者、〇〇〇〇さんは 65 歳ぐらいで、移転を受ける〇〇〇〇さんは 48 歳ぐらい、そして〇〇〇〇さんの山はこの 4、5 年で荒れている状態です。それで遠い親戚に当たる〇〇〇〇さんにその山を譲ってこれから作ってもらうということです。〇〇〇〇さんは若手のリーダーで、これからも地域のリーダーとして活躍に期待しておるものでございます。よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 26 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 26 番について説明致します。

26 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 200 m²、所有権を移転する者 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 24.6a、売買価格 〇〇〇〇円です。なお〇〇〇〇の経営面積は 50a 未満ですが、議案書 11 ページに記載しております議案第 26 号 126 番の貸借予定の面積を含めると 50a 以上となるため、経営改善計画の提出は求めておりません。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 4 番 この樹園地につきましては、主に野菜を作っていた農地でございます。今回手放したいということで、ちょうど〇〇〇〇さんが買うということで売買に至った訳でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 26 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借を上程致します。109 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 26 号 109 番について説明致します。

109 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 2,636 m²、他 2 筆、計 4,506 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 215.9a、期間 4 年 8 ヶ月、賃借料 ○○○○です。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 番 この○○○○さんの畑ですが、耕作者を探しておりました。そうしましたら○○○○さん、若い後継者でして畑を増やしたいということで話がまとまっておりますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして 110 番から 115 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 110 番から 115 番までを一括して説明致します。

110 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,545 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を

受ける者 ○○○○、経営面積 358.6a、期間 4年8ヶ月、賃借料 ○○○○です。

111番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,127 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 213.3a、期間 2年8ヶ月、賃借料 ○○○○です。

112番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,565 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 0a、期間 4年8ヶ月、賃借料 ○○○○です。なお○○○○の経営面積は 0a ですが、参考資料 9 ページ、10 ページのとおり、青年等就農計画を提出していただいておりますのでご確認ください。

113番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,170 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 0a、期間 4年8ヶ月です。

114番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,477 m²、他 2筆、計 2,638 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 0a、期間 4年8ヶ月です。

115番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 618 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 194.7a、期間 4年8ヶ月、賃借料 ○○○○です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 110番の件に関しては、○○○○さんが45歳という若さで今年の春に突然お亡くなりになられまして、その畑を地元の協力の下で、耕作者がいないかということで探しました。110番については○○○○さん、○○○○の役員をされている方で、○○○○の○○○○の会長でもあります。しっかりとした経営をされておりますので、ここには問題がないかと思われま。111番については、○○○○さんの畑を地元の協力の下、耕作者を探しました。そうしましたら○○○○さん、この方も若い47歳の方です。この方もしっかりとした経営をされておりますので、問題ないかと思います。

18番 それでは112番から114番まで、続けて説明をさせていただきたい

と思います。まず、112 番の〇〇〇〇さんは高齢でありまして、耕作者を探しておりました。113 番の〇〇〇〇さん、この方は〇〇〇〇に住んでおりまして、114 番の〇〇〇〇さんが耕作をしておりました。ですが、主に耕作しております息子の〇〇〇〇さんが病気になりまして、〇〇〇〇さんも面積を減らしたいということで、耕作者を探しておりました。そこで借り手の〇〇〇〇くん、一昨年、〇〇〇〇のアルバイト事業でミカン摘みに来まして、それからミカンの栽培がしたいということで、昨年 1 年間は地元の農家で研修をしました。本年より本格的にミカン作りに取り組んでおります。一見今風の若者ですが、大変ミカン作り燃えております。今の段階では除草、防除の請負作業で生活しております。国の助成金等や JA の力添えもありますので、また地元の住民も大いに期待を寄せておりますので、がんばってもらいたいという風に考えております。それから次の 115 番、耕作者を探しておりましたら、隣の山を〇〇〇〇さんが作っておられて、それでは私が作りましょうという話でまとまりました。〇〇〇〇さんにつきましても地元の主事をしております。大変人望の厚い方で、ミカン作りも熱心にしております。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 116 番から 118 番、事務局の説明を求めます。本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、当該委員の退席を求めます。

(〇〇〇〇委員退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局

それでは 116 番から 118 番までを一括して説明致します。

116 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,363 m²、他 3 筆、計 2,986 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 689.3a、期間 9 年 8 ヶ月、賃借料 ○○○○です。

117 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,009 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 289.2a、期間 9 年 8 ヶ月です。

118 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,314 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 250a、期間 7 年 10 ヶ月、賃借料 ○○○○です。以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

19 番

それでは私の方から 116 番、117 番、118 番について説明を致します。まず 116 番でございますけれども、○○○○さんは元々○○○○で○○○○をしておられたのですが、現在○○○○で生活をしておられます。○○○○くんは以前にも貸借の件で議案に出ておりましたが、会社を設立して 10ha ぐらいを目指して努力をしていきたいという、非常に熱心にごんばっている方でございます。よろしくお願ひ申し上げます。それから次に 117 番でございますけれども、○○○○さんはもう 80 代になりまして、この方も元々○○○○の○○○○で○○○○をして、現在は○○○○に帰られて、ミカンを作っておられる訳ですけれども、奥さんも大変高齢でございます。たまたまご近所の○○○○さん、この方は専業農家でございます、現在○○○○の○○○○の会長もしてごんばっておられます。この方が○○○○さんの耕作地を請け負って、やろうということになっておりますので、よろしくお願ひ致します。それから 118 番ですが、○○○○さんも専業農家でございますけれども、もう高齢ということと、息子さんはおりますが、ちょっと面積が広過ぎるというようなことで、規模を少し縮小したいとのことです。場所は○○○○でございます。譲受人の○○○○さんですが、○○○○でございます。一生懸命ごんばってやってくれるという風に思いますので、どうぞよろしくお願ひ致します。以上です。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員着席)

議長 続きまして 119 番から 120 番まで、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 119 番から 120 番までを一括して説明致します。

119 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 750 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 313.5a、期間 10 年 10 ヶ月です。

120 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,213 m²、他 1 筆、計 1,879 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 332.7a、期間 9 年 10 ヶ月です。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

22番 〇〇〇〇さん、高齢で作れないということで、今回、〇〇〇〇の〇〇〇さん、親子で耕作されているということで問題ないかと思えます。続きまして 120 番、貸し手の〇〇〇〇さん、3 年前に脳梗塞で、今も入院をされております。2 年前に奥さんが亡くなられて、息子さんが 1 人で耕作していたのですが、その子もお手上げということで、耕作する人がいないかということで探しておりました。それで〇〇〇さん、〇〇〇〇の方ですが、山が隣接するというので、耕作させてくれということで今回まとめました。〇〇〇〇さん、50 代で息子さんもおられて、2 年前から一緒に耕作されております。がんばって耕作してくれるものだと思っております。以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして 121 番から 129 番、事務局の説明を求めます。本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、当該委員の退席を求めます。

(〇〇〇〇委員退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 121 番から 129 番までを一括して説明致します。

121 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 704 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 89.6a、期間 10 ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。なお 121 番と 122 番の賃借料ですが、合計で〇〇〇〇とのことでしたので、面積で按分して計算しております。

122 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 219 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 89.6a、期間 10 ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。

123 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,531 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 189.9a、期間 4 年 10 ヶ月です。

124 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 992 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 328.9a、期間 4 年 10 ヶ月です。

125 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,878 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 328.9a、期間 4 年 10 ヶ月です。

126 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,207 m²、他 1 筆、計 2,864 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇

〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 24.6a、期間 1年 10 ヶ月です。なお〇〇〇〇の経営面積は 30a 未満ですが、今回貸借する農地を含めると、経営面積が 30a 以上になりますので、経営改善計画の提出は求めておりません。

127 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,043 m²、他 1 筆、計 1,683 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 0a、期間 9 年 8 ヶ月です。なお〇〇〇〇の経営面積は 0a ですが、父〇〇〇〇の経営面積が 50a 以上になりますので、経営改善計画の提出は求めておりません。

128 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 44 m²、他 1 筆、計 400 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 386.4a、期間 9 年 10 ヶ月です。

129 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 705 m²、他 4 筆、計 5,203 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 647.5a、期間 9 年 10 ヶ月です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

23 番 121 番から 125 番まで私が説明します。まず 121 番、122 番の〇〇〇〇さんですけれども、親子の関係です。現在〇〇〇〇さんが主に耕作されておりまして、80 代で非常にながらばおられるのですけれども、なかなか思うようにできないということで、以前から〇〇〇〇さんが手伝いに来られていたということで、利用権を設定するということがまとまりました。よろしくお願ひ致します。〇〇〇〇さんはまだ 67 歳で元気です。それから 123 番、124 番、125 番ですけれども、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんのお子さんとして、親子関係にあります。〇〇〇〇さんはご高齢で全然耕作できない、息子さんの方も〇〇〇〇として、現在〇〇〇〇の方で暮らして、耕作できないということで、利用権を設定したいということです。まず 123 番〇〇〇〇さんですけれども、彼は 53 歳で非常に若い方で、元気に耕作されております。それから 124 番、125 番〇〇〇〇さんは、皆さんご存知だと思います。非常に熱心に耕作されております。ご検討よろしくお願ひ致します。

24番 126番を説明致します。貸し手の〇〇〇〇さんは67歳でございます。まだ若い方でございますが、息子さんが〇〇〇〇で後継者もないということで、以前から面積を減らしたいという考え方で耕作者を探しておりましたところ、今回〇〇〇〇さん、68歳でございますが、同じ集落でございます。〇〇〇〇さんは定年後、大変熱心に耕作されておりまして、集会や会合にもほぼ出席される前向きな方でございます。今回、面積を増やして意欲を持ってミカン作りをしたいということで、2人の話し合いの中で貸借契約の内容が整った訳でございます。ご検討の程よろしくお願い致します。

26番 127番〇〇〇〇さん、膝を痛めており、痛風等で体が思うように動かないということです。息子さんも〇〇〇〇でして、数年前より面積を減らしております。今回の園地ですが、農道の上下に位置しておりますので条件は良いのですが、廃園にするため伐採していたところ、廃園にするぐらいであれば耕作させてもらえないかということで、〇〇〇〇さん本人から直接話があったそうです。次128番〇〇〇〇さん、高齢で〇〇〇〇をしながら耕作を行っていたのですが、さすがに思うように作業ができないということで、隣の園地の〇〇〇〇さんが、その畑を耕作するというので、話ができております。129番も同じく〇〇〇〇さんの畑なのですが、遠い親戚に当たる〇〇〇〇さん、改植したりして、近年耕作に力を入れております。以上よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員着席)

議長 続きまして130番、事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは 130 番について説明致します。
- 130 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 4,181 m²、
他 1 筆、計 5,641 m²、再設定の使用貸借です。利用権を設定する者 ○
○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 85.5a、期間 4
年 10 ヶ月です。以上です。
- 議 長 ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 27 号農業振
興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について上程致します。
2 番、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 27 号農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見に
ついて、申請がありましたので説明します。2 番、申請者 ○○○○、
所在地 ○○○○、他 20 筆、土地の所在は次ページにて載せておりま
す。合計面積 12,973 m²、変更の理由でございますが、本事業は、道
路改築事業一般国道 197 号地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道より、
八幡浜道路及び夜昼道路にて生じる建設発生土の公共残土処分場を、
八幡浜市○○○○地区に建設するため、変更したいということでござ
います。なお当該事業は愛媛県が施工するものであり、八幡浜市第二
建設残土処理場築造事業は愛媛県が施工する事業における建設発生
土に関する基本協定により、八幡浜市が施工するものでございます。
参考資料 11 ページ、12 ページに地図があります。また机の上に置い
ております、追加の参考資料をご参照いただきたいと思います。こち
らは実測図、八幡浜市第二建設残土処理場築造事業概要であります。
事業目的は先程説明したとおりであります。場所の選定理由でござい
ますが、○○○○及び○○○○に近いこと、残土を運搬するダンプが
市内中心部を走らなくて済むこと、田浪残土処分場を計画する際も国
道に隣接する場所で候補地に挙げたことでございます。受け入れ残
土量ですが、道路改築事業で生じる建設発生土量 500,000 m³、フルイ

ンター化に伴う残土、新夜昼トンネルの八幡浜分の残土でございます。事業年度につきましては平成28年度から平成36年度の予定です。平成28年度中に沈砂池、進入道路の建設着工、平成29年度中から残土の受け入れを開始する予定です。本議案につきましては、土地収用法による事業認定があった場合で、その事業に供するためその土地を農用地区域から除外することでございます。以上のことから農業振興地域整備計画達成上、支障のないものと考えます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 事務局が説明してくれたとおりですが、これから想定されます南海トラフ地震等に対しての新しいライフラインの確立ということで、今のトンネルでは不十分なので新しいトンネルを造るということだと思います。八幡浜市と愛媛県が連携して建設すること、また地権者の方も皆さん了解をしておられるみたいなので、基本的には問題はないと思います。残土の量は相当であると思いますが、〇〇〇〇の地域に残土地域がありますので、市内をダンプが走る訳でもないし、他に問題もないということで、公共事業に寄与するということが非常に意義があると思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして報告第5号農地法第18条第6項の規定による届出について上程致します。10番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第5号10番について説明致します。

10番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,170 m²、賃貸人 〇〇〇〇、賃借人 〇〇〇〇、解約の理由 別の方と貸借契約を締結するためとなっております。以上です。

議長 ただいまの件につきましては報告ですので以上と致します。続きまして追加議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。5 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは追加議案第 28 号 5 番を説明致します。
5 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 宅地、面積 769 m²、所有権移転であります。譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、転用目的 宅地分譲、転用理由 住宅地としての需要が見込めるため、土地を買い受け、宅地分譲したいとのことであります。なおこの土地は都市計画用途地域の第 1 種住居地域にあります。このことから農地区分は第 3 種農地となり、その判断理由は改正通知第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) で都市計画法に規定する地域内農地であるためです。よって本案件は原則許可となります。またこの土地につきましては違反転用となっております、農地部会において審議しております。別添の参考資料 1 ページから 3 ページまでに位置図等の図面を載せております。確認をお願い致します。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

27 番 今月の 1 日に部会長、副部会長に来ていただきました。場所は図面のとおりですけれども、○○○○の○○○○、○○○○の付近でして、周りも宅地に囲まれたところでした。いつからこのような状態になっていたのか分からない程、昔から耕作をされておりません。売主の○○○○さんは○○○○に在住でして、現在施設に入られているということです。高齢でありまして、1 日も早くこの土地を売りたいということで○○○○へお願いをしているということです。そういった事情で始末書もありますので、その点ご配慮いただきましてよろしく願い致します。

議長 農地部会を開いておりますので、部会長の説明を求めます。

22 番 今農業委員から話がありましたように、今回は始末書を書いていたいております。違反転用はこの 1 件だけで、他の土地に違反転用はないということなので、今度からは注意するという事で、今回は総会に諮ってお願いしたいということになりました。よろしく願い致します。

議 長 　　ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして 6 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　続きまして 6 番を説明致します。

6 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 271 m²、使用貸借であります。貸付人 ○○○○、借受人 ○○○○、転用目的 一般個人住宅、転用理由 祖父より土地を借り受け、住宅を新築したいとのことであります。なおこの土地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、農地区分は第 1 種農地となり、転用は原則不許可となります。ただし改正通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) の例外規定「住宅を集落に接続して設置するため」に該当することから、本案件は許可相当となります。この案件につきましても農地部会において審議しております。本会にてご審議をいただき、適当と認めていただきましたら県農業会議の常設審議委員会にて審議、その後県に進達する運びとなります。別添の参考資料 4 ページから 6 ページまでに位置図等を掲載しております。ご確認ください。以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

4 番 　　6 月 1 日に部会長と副部会長の 2 人で現地を確認しております。立会の方の説明も伺いました。○○○○さんは○○○○ですが家はなく、借家でされているということです。実家で生活することはできないかと伺いましたが、○○○○さんにはご家族がおられまして、さらに両親と生活するには実家では狭いということで、新たに住宅を建てたいとのことでした。それで土地ですけれども、実家から直線距離にして約 50 メートルの土地で、両親の将来を考えて建てたいとのことでした。地元の方も、地域から住民が減っている中で、住宅を建てることで地域の活性化に寄与できる部分があるのではないかとということで、

地元の方は喜んでおります。両親が農業をされており、農地保全につながる部分もあるかと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 農地部会を開いておりますので、部会長の説明を求めます。

22番 普通の農地であれば問題なく総会で上程するのですが、第1種農地ということで、今回農地部会を開いて審議しております。今説明がありましたとおり、地元の理解があること等を考慮して、承認しても問題はないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして協議事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分